

平成30年第3回紀の川市議会定例会 第1日

平成30年 8月30日（木曜日） 開 会 午前 9時28分

散 会 午前11時59分

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第2号））
- 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 73号 池田財産区管理委員の選任について
- 議案第 74号 池田財産区管理委員の選任について
- 議案第 75号 池田財産区管理委員の選任について
- 議案第 76号 池田財産区管理委員の選任について
- 議案第 77号 池田財産区管理委員の選任について
- 議案第 78号 池田財産区管理委員の選任について
- 議案第 79号 池田財産区管理委員の選任について
- 議案第 80号 田中財産区管理委員の選任について
- 議案第 81号 田中財産区管理委員の選任について
- 議案第 82号 田中財産区管理委員の選任について
- 議案第 83号 田中財産区管理委員の選任について
- 議案第 84号 田中財産区管理委員の選任について
- 議案第 85号 田中財産区管理委員の選任について
- 議案第 86号 田中財産区管理委員の選任について
- 議案第 87号 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 88号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89号 平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 91号 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 95号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 96号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 97号 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 98号 平成29年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 99号 平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 100号 平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 101号 平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 102号 平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 103号 平成29年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 104号 平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 105号 平成29年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 106号 平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 107号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 108号 平成29年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

- 議案第109号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第110号 紀の川市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 議案第111号 紀の川市印鑑条例の一部改正について
- 議案第112号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について
- 議案第113号 紀の川市都市公園条例の一部改正について
- 議案第114号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第115号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第116号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第117号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第118号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第119号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第120号 平成30年度紀の川市農集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第121号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第122号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第123号 平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第124号 平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第125号 平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第126号 平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第127号 平成30年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第128号 平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別

会計補正予算（第1号）について

- 議案第129号 平成30年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第130号 平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第131号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第132号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第133号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸	代表監査委員	箕 輪 光 芳

○議会事務局職員

事務局長	中野朋哉	事務局次長	柏木健司
議事調査課主幹	片山享慈	議事調査課主幹	岩本充晃

（開会 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

議員各位には、平成30年第3回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日の会議には、箕輪光芳代表監査委員にも出席をいただいております。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回紀の川市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（坂本康隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番 石脇順治君、8番 並松八重君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、会期の決定ついてを議題といたします。

去る8月21日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの30日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの30日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、「市長の専決処分事項報告」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、

「平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書」の提出があり、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により「例月出納検査の結果報告」、地方自治法第199条第9項の規定により「指定管理者監査結果報告」があり、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりにありますので、御確認いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）） から
議案第133号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第2号））から、議案第133号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの65件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成30年第3回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず、御参集いただき厚くお礼申し上げます。

さて、ことしの7月の豪雨により、西日本を中心に全国的に広い範囲で河川の氾濫や洪水、土砂災害などの被害が発生しました。被害に遭われた方々にお見舞いとお悔やみを申し上げます。

また季節は、暦どおり秋に向かっておりますが、ことしは早い時期から台風が多く発生しております。これからの台風の接近に備えて、今後も市民の皆様とともに防災・減災に努めてまいりたいと思いますので、御協力をいただきまようお願いします。

それでは、今定例会に提案させていただきました65議案の提案理由の説明を申し上げます。

まず、専決処分に係る報告ですが、報告第7号は、平成30年度紀の川市一般会計補正予算に係るもので、ことし6月の大阪北部を震源とする地震により児童が犠牲となったことを受けて、保育所・小学校施設のブロック塀を調査した結果、改善が必要と判明した箇所の応急対応。また、ことし7月に発生した豪雨により被害を受けた農業施設や市道等の災害復旧に係る予算措置を行ったもので、それぞれ緊急を要し、議会を招集する時間的余

裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

次に、人事に係る案件になります。

諮問第4号から諮問第6号は、任期満了に伴う人権擁護委員の推薦について、それぞれ議会の意見を求めるものであります。

また、議案第73号から議案第79号までは、池田財産区管理委員。

続いて、議案第80号から議案第86号は、田中財産区管理委員ということで、それぞれ任期満了に伴う新たな選任について議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第87号から議案第109号の23議案につきましては、平成29年度紀の川市各会計決算等について、地方自治法並びに地方公営企業法等の規定に基づき、それぞれ議会の認定に付するものであります。

続きまして、条例に関する議案になります。

議案第110号から議案第113号の4議案で、紀の川市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定、また紀の川市印鑑条例の一部改正及び紀の川市社会体育施設条例の一部改正、さらに紀の川市都市公園条例の一部改正で、それぞれ所要の改正を行うため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第114号から議案第133号の20議案について、平成30年度各会計における補正予算に係るもので、事業執行上緊急を要する事業や事業執行における過不足の調整などを中心に所要の措置をお願いするものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 続いて、補足説明を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

議案書の1ページ、2ページをごらんください。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて。

平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

6月に発生しました大阪北部地震を受け実施した市内保育所及び小・中学校施設のブロック塀調査において、改善が必要と判明したブロック塀は一刻も早く対応し、安心して通園・通学ができるよう予算措置をするもので、指定避難場所となっている学校においては地方債を財源とし、また7月に発生した豪雨により被害を受けた農林施設や市道等においても、迅速な対策を講じるため、国・県支出金及び地方債を財源として、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月20日に専決処分を行ったものでございます。

表題に、「平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）」と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億206万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292億2,085万4,000円とする

ものでございます。

第2条は、地方債補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入では、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債を増額しております。

3ページの歳出につきましては、急を要した3款、民生費、10款、教育費、11款、災害復旧費の該当事業について補正措置を行っております。

4ページをごらんください。

第2表、地方債補正につきましては、4ページ上段の農林施設災害復旧事業において、限度額1,260万円を追加し、4ページ中段からは、変更としまして、小学校施設整備事業は、限度額9,950万円から1,210万円を増額し、1億1,160万円に、中学校施設整備事業は、限度額5億1,100万円から1,200万円増額し、5億2,300万円に。5ページ上段の公共土木施設災害復旧事業は、1億1,320万円から1,740万円増額し、1億3,060万円に変更しております。

続いて、別冊の「平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）に関する説明書」の3ページをごらんください。

歳入について、主な補正内容を順に御説明申し上げます。

12款、1項、2目、分担金及び負担金、災害復旧費分担金420万円の増額は、農業用施設災害復旧事業に係る分担金でございます。

14款、1項、4目、国庫支出金、災害復旧費国庫負担1,060万5,000円の増額は、土木施設災害復旧事業に係る負担金でございます。

15款、2項、9目、県支出金、災害復旧費県補助金2,005万円の増額は、農業用施設災害復旧事業及び林道災害復旧事業に係る補助金でございます。

18款、2項、1目、繰入金、基金繰入金1,310万7,000円の増額は、財源調整のための増額でございます。

21款、1項、7目、市債、教育債で、合計2,410万円の増額は、危険性のあるブロック塀の応急対応に必要な経費。

また、同じく8目、災害復旧債で、合計3,000万円の増額は、それぞれの災害復旧費に必要な経費分として増額補正を行っております。

次に、歳出について、順に御説明申し上げます。

5ページ上段をごらんください。

3款、2項、6目、保育所費の保育所運営管理事業において1,138万3,000円の増額は、ブロック塀の調査により応急対応が必要となった2園の改修に係る経費の増額でございます。

10款、2項、1目、小学校管理費の小学校施設管理事業において1,216万3,000円の増額は、同じくブロック塀の調査により応急対応が必要となった4校の改修に係

る経費の増額でございます。

10款、3項、1目、中学校管理費の中学校施設管理事業において1,203万1,000円の増額についても、同じくブロック塀の調査により応急対応が必要となった4校の改修に係る経費の増額でございます。

11款、1項、2目、農業施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業において1,418万5,000円の増額は、7月の豪雨により被災した農道2カ所、水路1カ所の復旧に係る経費、また農業用施設の復旧に対する補助金などの増額でございます。

6ページ上段をごらんください。

11款、1項、3目、林業施設災害復旧費の林業施設災害復旧事業において2,710万円の増額は、7月の豪雨により被災した林道2路線の復旧に係る経費の増額でございます。

11款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費の土木施設災害復旧事業において2,520万円の増額についても、同じく7月の豪雨により被災した市道6路線の復旧に係る経費の増額でございます。

以上が、平成30年度一般会計補正予算（第2号）の主な内容でございます。御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） それでは、諮問第4号から諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について御説明させていただきます。

議案書の3ページから5ページでございます。

今回、人権擁護委員3名が平成30年12月31日をもって任期満了となりますので、井端隆彦氏、河野 哲の2名は再任として、榎本 守氏を新たに人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

議案書の3ページをごらんください。

諮問第4号につきましては、住所、紀の川市名手市場1358番地11、氏名、井端隆彦、昭和28年6月5日生まれでございます。

次に、議案書4ページをごらんください。

諮問第5号につきましては、住所、紀の川市名手西野50番地3、氏名、河野 啓、昭和30年1月3日生まれでございます。

次に、議案書5ページをごらんください。

諮問第6号につきましては、住所、紀の川市江川中468番地2、氏名、榎本 守、昭和32年12月8日生まれでございます。

任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。

3名の略歴等につきましては、議案資料の1ページから3ページに掲載しておりますのでごらんおきください。

以上、諮問3件につきまして、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、私のほうから議案第73号から議案第86号までの池田財産区、田中財産区の2財産区管理委員の選任14議案について、一括して御説明申し上げます。

議案書6ページをお願いします。

議案第73号から議案第79号までの池田財産区管理委員の選任についての7議案については、いずれも任期満了に伴うもので、紀の川市財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

7名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案第73号につきましては、住所、紀の川市西山田220番地、氏名、山田敏治、昭和22年1月30日生まれ。

7ページをお願いします。

議案第74号につきましては、住所、紀の川市池田新357番地、氏名、岩坪初雄、昭和19年1月20日生まれ。

8ページをお願いします。

議案第75号につきましては、住所、紀の川市枇杷谷272番地、氏名、松本高弘、昭和30年12月17日生まれ。

9ページをお願いします。

議案第76号につきましては、住所、紀の川市東三谷28番地2、氏名、根来 博、昭和20年9月27日生まれ。

10ページをお願いします。

議案第77号につきましては、住所、紀の川市南勢田597番地、富末一夫、昭和23年7月19日生まれ。

11ページをお願いします。

議案第78号につきましては、住所、紀の川市中畑255番地、氏名、大村芳忠、昭和17年4月15日生まれ。

12ページをお願いします。

議案第79号につきましては、住所、紀の川市古和田256番地、氏名、林 秀行、昭和24年12月29日生まれ。

以上、7議案について議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成30年10月4日から平成34年10月3日までの4年間となっております。

また、7名の方々の主な職歴等につきましては、別冊議案資料の4ページ及び5ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

続きまして、議案書13ページをごらんください。

議案第80号から議案第86号までの田中財産区管理委員の選任についての7議案については、いずれも任期満了に伴うもので、紀の川市財産区管理条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

7名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案第80号につきましては、住所、紀の川市高野415番地、氏名、榎本喜之、昭和43年1月19日生まれ。

14ページをお願いします。

議案第81号につきましては、住所、紀の川市西井阪131番地7、氏名、中尾太久也、昭和30年1月2日生まれ。

15ページをお願いします。

議案第82号につきましては、住所、紀の川市久留壁28番地、氏名、楠井幸治、昭和14年5月22日生まれ。

16ページをお願いします。

議案第83号につきましては、住所、紀の川市田中馬場140番地、氏名、岩鶴 昭、昭和10年4月6日生まれ。

17ページをお願いします。

議案第84号につきましては、住所、紀の川市竹房779番地、氏名、中前乃泰、昭和27年6月24日生まれ。

18ページをお願いします。

議案第85号につきましては、住所、紀の川市打田347番地、氏名、歌 英樹、昭和28年4月10日生まれ。

19ページをお願いします。

議案第86号につきましては、住所、紀の川市花野197番地、氏名、尾崎茂晴、昭和26年11月16日生まれ。

以上、7議案について議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成30年10月4日から平成34年10月3日までの4年間となっております。

また、7名の方々の主な職歴等につきましては、別冊議案資料の6ページ及び7ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、合わせて14議案について御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 会計管理者 浅野徳彦君。

○会計管理者（浅野徳彦君）（登壇） おはようございます。

私のほうから、議案書20ページ、議案第87号 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案書40ページ、議案第107号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの21議案につきまして、一括して提案説明をさせていただきます。

なお、平成29年度の紀の川市各会計の歳入歳出決算につきましては、去る8月2日から8月7日までの間で決算審査を受けておりまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して本議会に上程してございます。

会計ごとに説明させていただきたいと存じますが、何分会計数が多くなってございますので、「平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算書」及び「平成29年度紀の川市特別会・公営企業会計歳入歳出決算書」に添付いたしてございます「平成29年度決算主要施策の成果その他の報告書」に基づきまして説明をさせていただきます。

それでは、平成29年度決算主要施策の成果その他の報告書、1ページ、2ページの平成29年度会計別決算収支の状況をごらんください。

一般会計につきましては、歳入総額312億9,092万8,848円に対しまして、歳出総額は304億8,283万6,339円で、歳入歳出差し引き額は8億809万2,509円となっております。また、平成30年度へ繰り越しいたしました事業に充当する財源4,957万1,000円、これを差し引きいたしました実質収支は7億5,852万1,509円となっております。

以下、住宅新築資金等貸付事業特別会計から平池財産区特別会計までの20の特別会計の実質収支につきましても、黒字もしくはプラス・マイナス・ゼロとなっております。金額につきましては、後ほど各自ごらんおきいただければと思います。

続きまして、3ページ、4ページの平成29年度会計別歳入歳出決算の状況をごらんください。

一般会計の歳入でございますが、翌年度に繰り越しとなりました事業に充当する国庫支出金、市債等がございますので、予算現額に対する歳入決算額の収入率は98.2%となっております。

一方、歳出でございますが、各費目におきまして適切な予算執行に努めたことや、10の事業を平成30年度に繰り越したことによりまして、予算現額に対する歳出決算額の執行率は95.7%となっております。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

普通会計の状況を記載してございます。

紀の川市の普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得事業特別会計の3会計で構成されてございます。ここで、平成29年度決算収支の特徴につきまして説明をさせていただきます。

歳入につきましては、地方交付税が減額となったものの、市税や各種交付金の増額、また土地開発公社の解散に係る清算金や土地売却収入により、前年比で増加となっております。

歳出につきましては、台風21号・22号に伴う災害復旧費や市債の任意繰上償還による公債費、また今後予測されるインフラ資産の更新を見据え、公共施設等整備基金への積み立て等により前年比で増加してございます。

地方財政状況調査によります歳入総額は、前年比で2.2%増の312億5,346万4,000円、また歳出総額は、前年比で1.8%増の304億4,163万6,000円となっております。

収支の状況につきましては、実質収支は7億6,225万7,000円の黒字、単年度収支が1億5,537万4,000円の黒字へ、実質単年度収支も21億4,435万9,000円の黒字となっております。

6ページ右下の将来にわたる財政負担、こちらの表にもございますように、財政調整基金を初めとする各種積立金の現在高が、昨年度から6億7,548万1,000円増加しておりまして、前年比で6.7%の増となっております。

以上のことから、平成29年度の決算につきましては良好であると考えてございます。

なお、平成28年度から普通交付税の「一本算定」に向けまして逓減が始まってございます。交付額の減額が少なからず今後も生じてまいるかと思っております。これらを考慮した上で、今後の収支見通しに注意を払いながら持続可能な財政運営を目指して、さらなる行財政改革に引き続いて取り組まなければならないというふうに考えてございます。

続きまして、7ページ、8ページの歳入の状況をごらんください。

1の地方税につきましては、決算額が前年比1億4,658万2,000円増の66億4,653万3,000円で、率にして2.3%の増となっております。主な要因といたしましては、特に法人市民税で法人数が増加したこと、また主要法人の業績が前年に比べ好調であったということによって約6,200万円、また固定資産税が家屋の新・増築の増加及び企業等の設備投資による償却資産が増加したことによりまして、約7,700万円が増収となったことによるものでございます。

10の地方交付税でございますが、前年比1億7,010万2,000円の減、109億8,216万7,000円で、率にいたしまして1.5%の減となっております。この主な要因といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、普通交付税が一本算定に向けて逓減が始まったことによるものでございます。

次に、15の国庫支出金、こちらのほうは、前年比1億543万4,000円減の30億5,206万1,000円で、率にして3.3%の減となっております。主な要因といたしましては、消費税率の改正に伴う年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金が皆減となったことによるものでございます。

16の県支出金でございますが、前年比1億2,606万2,000円減の20億2,480万1,000円で、率にして5.9%の減となっております。こちらにつきましては、民間保育施設の建設に対する子育て支援特別対策事業補助金が皆減となったことによるものでございます。

22の地方債、こちらのほうは、前年比1億4,010万円増の26億120万円の借り入れで、率にして5.7%の増となっております。主な要因でございまして、公共下水道施設に統合となりました特定環境下水処理施設の解体整備並びに荒川中学校の校舎等

の改築に要する経費の皆増分でございます。

以上が、歳入に関する説明でございます。

続きまして、11ページ、12ページの性質別歳出の状況をごらんください。

1の人件費でございますが、前年比1億7,303万4,000円減の43億4,330万9,000円で、率にして3.8%の減となっております。主な要因でございますが、退職手当に係る特別負担金の減額及び調整負担金が皆減となったことによるものでございます。

5の補助費等は、前年比で2億8,664万9,000円減の29億6,090万2,000円で、率にいたしまして8.8%の減となっております。主な要因といたしましては、土地開発公社への経営支援補助金の皆減、紀の海クリーンセンター建設に伴う広域施設組合への負担金が減額となったことによるものでございます。

6の公債費でございますが、前年比2億38万3,000円増の59億1,870万1,000円で、率にいたしまして3.5%の増となっております。こちらにつきましては、民間金融機関から借り入れておりました利率が2%以上の地方債の一部の繰上償還を行ったことによりまして増額となったものでございます。

続きまして、7の積立金につきましては、前年比16億4,063万6,000円増の22億7,435万円で、率にして258.9%と大幅増となっております。これは、今後の公共施設の更新経費に備えて公共施設等整備基金に積極的に積み立てを行ったことによるものでございます。

8の投資及び出資金、貸付金につきましては、4億8,969万7,000円減の3,939万7,000円で、率にいたしまして92.6%減となっております。その要因でございますが、土地開発公社経営支援資金貸付金の皆減となったことによるものでございます。

次に、11の投資的経費につきましては、前年比8,402万6,000円減の26億3,006万1,000円で、率にいたしまして3.1%の減となっております。主な要因でございますが、粉河地区の市道中学校連絡線自歩道新設整備事業及び小学校空調設備整備事業がそれぞれ完了となったことによるものでございます。

次に、13ページ、14ページでございますが、職員給与の状況をごらんください。

今回から職員給与費に関する状況を記載させていただいております。一般会計、特別会計、公営企業会計というように、会計別のものと全会計を合計したものに区別して計算してございます。

それでは、14ページの全会計をごらんください。

職員数でございますが、特別職が3名、一般職が550名で、前年度と比較して、一般職で3名の増となっております。決算額は、前年比1億7,751万8,566円減の46億5,899万9,528円で、率にいたしまして3.7%の減となっております。先ほど御説明いたしました退職手当に係る特別負担金の減額と調整負担金が皆減となった

ことによる減額でございます。

15ページの地方債の状況、こちらをごらんください。

一般会計につきましては、平成29年度の発行額26億120万円に対しまして、償還額は繰上償還を含めて56億8,346万2,000円で、平成29年度末現在高は、前年比で30億8,226万2,000円減少してございます。294億1,592万2,000円と最終なってございます。なお、平成29年度借り入れ分につきましては、合併特例債を初めといたしまして、全て後年度におきましても普通交付税に一定の算入措置がある起債となっております。

また、16ページの特別会計でございますが、平成29年度の発行額につきましては、公共下水道事業特別会計が2億8,700万円、農業集落排水事業特別会計で140万円、簡易水道事業特別会計で1億9,680万円となっております。

続きまして、19ページの基金の状況をごらんください。

条例に基づきまして設置しております全会計分の基金の状況につきまして、平成28年度末現在高から平成29年度末現在高までの推移について記載をしております。

普通会計では、今後の公共施設の更新経費に備えて公共施設等整備基金へ積極的に積み立てを行った等により、平成28年度末に比べ6億7,606万6,183円増加しまして、平成29年度末の現在高は115億6,341万1,319円となっております。

一般会計、普通会計を中心といたしました決算状況の説明につきましては、以上でございます。

なお、20ページ、21ページには、人口の推移、学校別児童・生徒数、保育施設別児童数を掲載してございます。

また、22ページ以降には、各会計の歳入歳出ごとの款項目における決算の状況、収入につきましては、収納実績に関する科目の予算現額、収入済額、事業等実施内容を。

歳出につきましては、予算現額、支出済額、事業等実施内容をそれぞれ担当課説明を付して記載をしております。

次に、平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の状況について説明をさせていただきます。

こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされているものでございます。

別添の「平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書」のほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、健全化判断比率でございますが、こちらのほうは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの財政目標の総称となっております。この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画を策定し財政の健全化を図らなければなりません。本決算におきましては、いずれの比率も早期健

全化基準以下となっております。

次に、資金不足比率でございますが、こちらのほうもいずれの会計におきましても、資金不足は生じてございません。

提案説明は、以上でございます。

最後に、本市各会計の財政は、依然として厳しい状況が続いているわけですが、監査委員さんのほうから提出されました審査結果を真摯に受けとめる中、さらなる財政運営の健全化に努めてまいらなければならないと考えてございます。

本決算につきまして、先ほど御説明させていただいた点等を特に留意をいただき、御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げますとともに、今後も御指導、御鞭撻のほど、お願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（登壇） それでは、議案第108号及び議案第109号の2議案について御説明申し上げます。

まず、議案書の41ページをごらんください。

議案第108号 平成29年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度紀の川市水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成29年度紀の川市水道事業会計を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

「特別会計・公営企業会計歳入歳出決算書」の207ページからをごらんください。

207ページから210ページまでは、税込みによる決算の状況で、207ページ、208ページは、収益的収入及び支出を、209ページ、210ページでは、資本的収入及び支出を示しており、予算計上を伴う決算の状況を示しております。

210ページの決算額をごらんください。

上段、資本的収入では、税込み総収入が7,054万2,116円、下段、資本的支出では、総支出は5億7,469万3,637円で、資本的収支不足額5億415万1,521円の補填方法は、209ページの下段の表の下に表示しているとおり、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填をいたしました。

続きまして、211ページ、平成29年度紀の川市水道事業損益計算書をごらんください。

収益的収入及び支出の税抜き経理の状況でありまして、下から4行目、当年度純利益は1億828万5,938円で、前年度に比べ6,713万4,853円の増となりました。増額の主な原因は、給水収益が減少したものの臨時的収入、受託工事収益の増加により総

収入は前年度より増となりました。また、費用については、修繕費や減価償却費等の減少により総費用は前年度より減となったため、当年度純利益は前年度より増加となっております。

また、下から3行目の前年度繰越利益剰余金、下から2行目に、その他未処分利益剰余金に変動額と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は3億2,444万2,460円となりました。

未処分利益剰余金の処分につきましては、212ページの下段の表、平成29年度紀の川市水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。

剰余金の処分につきましては、議決事項となっております。

未処分利益剰余金は、当年度末残高で3億2,444万2,460円になっており、このうち、1億円については減債積立金へ積み立てを行い、また当年度において資本的収支不足額の補填に使用した減債積立金2,000万円については、資本金に組み入れを行い、残りは翌年度へ繰り越すものとしてございます。

214ページから貸借対照表で、214ページから下から14行目でございます。

資産合計とは、215ページ下から3行目、負債・資本合計は合致してございます。

現金預金の状況ですが、214ページ中段の2、流動資産をごらんください。

(1)現金預金としては、22億4,133万547円でございます。

216ページからは、決算附属書類となっております。

218ページの業務実績をごらんください。

現在、給水人口は、前年度と比べ750人の減であり、自然減となっております。また、配水量並びに給水量については、近年の傾向どおり減少となっております。その他の資料については、後ほどごらんおきいただきますようお願いいたします。

議案第108号については、以上でございます。

次に、議案書の42ページをごらんください。

議案第109号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを御説明申し上げます。

本会計についても、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成29年度紀の川市工業用水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成29年度紀の川市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものがございます。

特別会計・公営企業会計歳入歳出決算書の244ページからをごらんください。

244ページから247ページまでは、税込みによる決算の状況で、244ページ、245ページは収益的収入及び支出を、246ページ、247ページでは、資本的収入及び支出を示しており、予算経理を伴う決算の状況を示しております。

247ページをごらんください。

上段、資本的収入の決算額は0円、下段、資本的支出の決算額は1,625万295円

で、資本的収支不足額1,625万295円の補填方法は、246ページの下段の表の下に表示しているとおり、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填をいたしました。

続きまして、248ページ、平成29年度紀の川市工業用水道事業損益計算書をごらんください。

収益的収入及び支出の税抜き経理の状況でありまして、下から4行目、当年度純利益は949万6,155円です。また、下から3行目の前年度繰越利益剰余金、下から2行目に、その他未処分利益剰余金変動額と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は3,454万2,317円となりました。

未処分利益剰余金の処分につきましては、249ページの下段、平成29年度紀の川市工業用水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。

剰余金の処分につきましては、議決事項となっております。未処分利益剰余金は、当年度末残高で3,454万2,317円となっております。このうち700万円について減債積立金へ積み立てを行い、また当年度において資本的収支不足額の補填に使用した減債積立金500万円につきましては、資本金に組み入れを行い、残りは翌年度へ繰り越すものとしてございます。

251ページからは貸借対照表で、251ページ、下から11行目にございます資産合計と252ページ下から3行目、負債資本合計は合致してございます。

工業用事業会計における現金預金の状況ですが、251ページ中段、2、流動資産、（1）現金預金の欄をごらんください。平成29年度残額は1億2,560万1,490円で、対前年度比較は166万9,709円の増でございます。

253ページからは、決算附属書類となっております。後ほどごらんおきいただきますようお願いいたします。

議案第109号については、以上でございます。

以上、2議案について御審議の上、御可決、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 議案第110号 紀の川市中小企業・小規模規模企業振興基本条例の制定について、提案説明申し上げます。

議案書の43ページをごらんください。

議案第110号 紀の川市中小企業・小規模規模企業振興基本条例の制定についてですが、提案理由は、地域社会の担い手である中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化を図り、市民生活の向上に寄与するため本条例を制定するものでございます。

また、平成30年度機構改革により、新たに商工労働課が設置され、長期商工計画に掲げられました商工業の振興を達成するために、今後さまざまな施策を行っていく必要がありますが、そのためには商工会はもとより、市内の商工業者及び市民の理解・協力が必要

不可欠となっております。

そこで、紀の川市中小企業・小規模企業振興条例を制定することにより、それぞれの役割を明確化し、今後展開する商工業振興に係る施策に対し積極的な参画を図るとともに、協力体制の構築を期待するものでございます。

議案書44ページをごらんください。

第1条では、条例の目的を定めております。この条例は、本市の中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念を定め、市商工業者、中小企業団体及び市民の役割を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を推進し、中小企業等の成長、持続的発展及び地域経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的としています。

第2条では、用語の定義を定めております。

第3条では、中小企業等の振興の基本理念を定めています。

第1項では、地域産業の継続的な発展、新産業の創出及び地域社会の発展を目的に、中小企業者等がみずから創意工夫及び自主的な努力を尊重し、促進することとしています。

第2項では、中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識のもとに行うことを規定しております。

第3項では、国及び県の協力を得ながら、市中小企業者及び中小企業団体が連携するとともに、市民が協力することを基本として行うことを規定しております。

第4条では、企業等の振興に関する施策を策定及び実施する場合の基本方針を定めております。

次に、議案書45ページをごらんください。

第5条では、市の役割を定めております。

第1項では、市は、第3条に定める基本理念及び第4条に定める施策の基本方針に基づき、施策を実施するものとしてございます。

第6条では、商工業者の役割を。

第7条では、中小企業団体の役割を規定しており、それぞれの役割を明文化しております。

第8条では、市民の理解及び協力を定めております。

第9条では、商工業の振興に関する主な施策について検証及び評価を行い、その結果を商工業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとしています。

第10条では、条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定めることとなっております。なお、附則として、この条例は公布の日から施行することとしてございます。

以上、議案第110号に関する提案説明です。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案書47ページ、議案第111号 紀の川市印鑑条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の改正につきましては、平成31年3月にコンビニエンスストアの多機能端末機による印鑑登録証明書の交付、いわゆるコンビニ交付に向け、所要の改正を行うものでございます。

48ページをお願いいたします。

紀の川市印鑑条例の一部を改正する条例。

改正案では、第14条の2、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を新設し、第1項では、コンビニエンスストアに設置された多機能端末機で個人番号カード（マイナンバーカード）を使用して暗証番号を入力することにより申請し、交付を受けることができること。

第2項では、使用する暗証番号に関することを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第14条の次に1条を加える改正は、平成31年3月1日から施行するものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第112号及び議案第113号について補足説明をさせていただきます。

議案書50ページをお願いいたします。

まず、はじめに、議案第112号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正についてでございます。

本件に係る提案理由といたしましては、各社会体育施設に設置している温水シャワーの利用に当たって、利用者負担を求めるというもので、那賀体育館、貴志川スポーツ公園、貴志川トレーニングプラザにおいて、それぞれ使用料として100円の負担をお願いし、既に負担をお願いしている市民体育館、市民公園プールとの整合性を図るとともに、受益者負担の適正化に寄与するため改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第113号について補足説明をさせていただきます。

議案書55ページをお願いいたします。

紀の川市都市公園条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、ただいま議案第112号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について説明をさせていただきました件と同様に、本条例に基づき、管理運営している桃源郷運動公園の温水シャワーの利用において、受益者負担として100円の使用料をお願いしたく、改正するものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、私からの2議案の説明になります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（坂本康隆君） ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時58分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

引き続き、補足説明を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 議案書の58ページをごらんください。

議案第114号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表題に、「平成30年度補正予算書」と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億5,747万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億7,832万8,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正に係る規定でございます。

第3条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入では、市税、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、市債をそれぞれ増額、減額しております。

3ページの歳出では、各費目ごとに国・県支出金、返還金、決算額確定などに伴う繰出金の調整及び事業執行上、急を要する事業について補正措置を行っております。

4ページをごらんください。

第2表、債務負担行為補正として、4件を追加するものでございます。住民基本台帳ネットワークシステムクラウドサービス利用につきましては、システムの機器更改に当たり、クラウド環境への移行に係る費用で、期間は平成31年度から平成35年度、限度額は1,220万円でございます。

次に、コンビニ交付システムクラウドサービス利用につきましては、コンビニエンスストアで証明書を発行するためのシステムのクラウド利用に係る費用で、期間は平成31年度から平成35年度、限度額は1,780万円でございます。

次に、あらかわ放課後児童クラブ施設増築工事につきましては、安楽川小学校区の学童保育待機児童を解消するため施設の増築に係る費用で、期間は平成30年度から平成31年度、限度額は1,650万円でございます。

次に、青洲の里直売所新築設計委託につきましては、青洲の里における農産物直売所の新築及び駐車場整備に係る設計費用で、期間は平成31年度、限度額は1,210万円

ございます。

5ページをごらんください。

第3表、地方債補正として、農業施設整備事業、消防施設整備事業、臨時財政対策債の限度額を変更しております。

続いて、別冊の「平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）に関する説明書」の3ページをごらんください。

歳入について、主な補正内容を順に御説明申し上げます。

1款、2項、1目、固定資産税につきましては、当初賦課により2,000万円を増額してございます。

6款、1項、1目、地方消費税交付金につきましては、1億円を増額してございます。

10款、1項、1目、地方交付税は、普通交付税の算定により4億5,178万1,000円を増額してございます。本年度の普通交付税額は99億9,178万1,000円で、前年度と比較し79万5,000円の増、0.01%の増となっております。

14款、2項、2目、民生費、国庫補助金、1節、社会福祉費補助金のうち、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金789万4,000円は、社会福祉法人が運営する施設のスプリンクラー整備に係る国の補助金を増額してございます。

同じく、14款、2項、4目、土木費、国庫補助金の社会資本整備総合交付金550万円は、個人住宅の耐震改修に係る設計及び改修工事に対する国の補助金を増額してございます。

同様に、4ページ中段の15款、2項、6目、土木費、県補助金の住宅耐震化促進事業補助金366万3,000円は、個人住宅の耐震改修に係る設計及び改修工事に対する県の補助金を増額してございます。

5ページ上段の19款、1項、1目、繰越金は、平成29年度決算額の確定により7億852万1,000円の増額としてございます。

20款、4項、1目、雑入では、一部事務組合負担金前年度清算金として4,784万8,000円の増額をしてございます。

続いて、歳出について、人件費及び国・県支出金、返還金を除く主な事業について、順に御説明申し上げます。

6ページ上段をごらんください。

2款、1項、16目、基金費の基金積立事業において、財政調整基金積立金2億8,537万3,000円、減債基金積立金3億8,000万円、公共施設等整備基金積立金5億円の増額をしてございます。

同じく、6ページ中段、2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事業において、合計603万3,000円の減額をしてございます。機器更新に当たり、本庁内のサーバーを利用した計画から外部クラウドを利用する方法がより効果的であることから、当初計上していた委託料及び備品購入費を減額し、利用料を新たに予算措置するものでご

ざいます。

7ページ下段をごらんください。

3款、1項、10目、介護保険費のうち、介護保険施設等整備補助事業において789万4,000円の増額は、社会福祉法人が運営する介護保険施設がスプリンクラーの整備を行うに際し、国の補助を受けたことから市が窓口となって交付するため、予算措置するものでございます。

8ページ中段をごらんください。

3款、2項、1目、児童福祉総務費のうち、放課後児童健全育成施設整備事業において92万8,000円の増額は、安楽川小学校区の学童保育の待機児童解消のため、施設増築に係る設計委託料の予算措置をするものでございます。

10ページ上段をごらんください。

4款、1項、1目、保健衛生総務費の那賀休日急患診療所経営事務組合事業において135万8,000円の増額は、新たに建設予定の那賀休日急患診療施設の設計費用等に必要な負担金を予算措置するものでございます。

同じく、10ページ下段の6款、1項、4目、農業施設費の青洲の里整備事業におい515万6,000円の増額は、青洲の里における農産物直売所の新築及び駐車場整備に係る設計費用を予算措置するものでございます。

11ページ下段をごらんください。

8款、3項、1目、河川総務費の急傾斜地崩壊対策事業において415万円の増額は、豪雨等で崩落した部分について県営事業により復旧される市内3カ所の負担金で、事業費の10分の1を予算措置するものでございます。

12ページ上段をごらんください。

8款、4項、1目、都市計画総務費の住宅耐震化促進事業において1,132万8,000円の増額は、住宅耐震改修に係る県補助要綱の改正に伴い、設計費用と工事費用が同時に申請可能となったことから申請件数の大幅な増加が見込まれ、今回、追加見込み分を予算措置するものでございます。

同じく、8款、4項、4目、運動公園費の運動公園管理運営事業において、合計236万9,000円の増額は、温水シャワー利用者から受益者負担として使用料を求めるため、桃源郷運動公園陸上競技場スタンド棟に設置の温水シャワーをコイン式に整備するため、必要な経費を予算措置するものでございます。

13ページ中段をごらんください。

10款、6項、3目、体育施設費の体育施設管理運営事業において、合計169万2,000円の増額は、温水シャワー利用者から受益者負担として使用料を求めるため、貴志川トレーニングプラザに設置の温水シャワーをコイン式に整備するため、必要な経費を予算措置するものでございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議のほど、よろしく願いを申し上げ

げます。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇） 議案第115号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表題に「補正予算書」と書いている別冊の6ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,853万5,000円とするものでございます。補正内容につきましては、別冊の「補正予算説明書」の3ページから4ページをお願いいたします。

歳入では、前年度繰越金の確定と1名分の繰上償還による調整でございます。

歳出につきましては、人件費の調整、長期債の繰上償還と一般会計への繰出金の増額を計上するものでございます。

以上、御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案第116号及び議案第117号の2議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案書は、60ページ及び61ページでございます。

はじめに、議案第116号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、別冊の補正予算書9ページをお願いいたします。

平成30年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,663万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億8,963万2,000円とするものでございます。

別冊の「国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）に関する説明書」、3ページの歳入をお願いいたします。

保険税の当初賦課、また前年度繰越金の確定などによる所要の調整でございます。

1款、国民健康保険税では、1目、一般被保険者保険税で190万円の増額。

2目、退職被保険者等保険税で2,570万円の減額を。

5款、県支出金では、1項、2目、財政対策補助金で1,699万1,000円の増額を。

7款、繰入金では、1項、1目、一般会計繰入金で財政安定化支援事業を繰入金として1,506万円の増額。

そして、8款、繰越金では、前年度繰越金4億4,838万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出では、国民健康保険事業運営基金への積み立て、前年度の精算に伴う国・県支出金、返還金等に関する所要の予算措置でございます。

7款、基金積立金、1項、1目の国民健康保険事業運営基金積立金として、今回3億4,841万9,000円の増額補正を。

9款、諸支出金では、1項、5目、償還金で国庫支出金、返還金など1億821万3,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第117号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書12ページをお願いいたします。

平成30年度紀の川市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,424万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,324万6,000円とするものでございます。

別冊の「後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書」3ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、保険料率の変更や一般会計繰入金、また前年度繰越金の確定による所要の調整といたしまして、1款、1項、1目、後期高齢者医療保険料で1,411万9,000円の増額。

3款、1項、1目、一般会計繰入金で237万3,000円の減額。

4款、1項、1目、繰越金では250万円の増額補正でございます。

4ページ、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定による調整といたしまして、2款、1項、1目で、納付金1,424万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、2議案の説明でございます。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 議案書の62ページ、議案第118号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、補足説明申し上げます。

別冊の「補正予算書」15ページから17ページをお願いします。

平成30年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,262万円を増額し、歳入歳出それぞれ69億7,262万円と定めるところの補正予算です。補正の内容については、別冊の「平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算（第1号）に関する説明

書」、1ページから6ページをお願いします。

今回の補正の概要は、平成29年度に歳入された国庫支出金、支払基金交付金、県支出金に対し、決算による精算の結果、追加交付、あるいは返還金が生じることとなったための補正が主な内容でございます。

それでは、先に5ページから6ページにかけての歳出をお願いします。

5ページから6ページの4款、3項、1目の包括的支援事業費に計上している給料・職員手当等及び共済組合負担金は、人事異動によるものでございます。

次に、6ページの6款、1項、2目、償還金については、平成29年度決算により精算された国庫支出金及び県支出金を返還するものです。

続きまして、3ページから4ページに戻っていただきまして、歳入ですが、3款、国庫支出金については、歳出で人件費として計上した地域包括支援センター費に対する地域支援事業交付金における国の負担割合38.5%に見合う国庫支出金の計上でございます。

次に、4款、支払基金交付金につきましては、平成29年度交付金の確定により介護給付費交付金が追加交付となるため、過年度交付金として計上するものです。また、同じく、支払基金の地域支援事業交付金については、平成29年度交付金の確定によって返還金相当額として平成30年度交付金で相殺・減額されるため、当年度支払基金交付金を減額するものです。

次に、5款、県支出金については、国庫支出金と同様に、歳出で計上した地域包括支援センター費の人件費に対する地域支援事業交付金における県の負担割合19.25%に見合う県支出金の計上です。

また、7款、繰越金の一般会計繰り入れについては、国・県と同様に、地域包括支援センター費の人件費に対する市の負担割合19.25%に見合う分、それから平成29年度決算により精算された包括的支援事業、市負担分繰入金計上の計上です。

その他、一般会計繰入金、事務費繰り入れについては、地域包括支援センター費の人件費に対する保険料相当分の計上及び平成29年度決算による繰越金の確定によるものです。

8款、繰越金については、平成29年度決算による歳入歳出差し引き額を計上しております。

以上、議案第118号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の補足説明です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（登壇） それでは、議案第119号及び議案第120号の2議案について、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の63ページ、議案第119号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

別冊の「補正予算書」の18ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,363万7,000円を減額

し、歳入歳出それぞれ12億7,136万3,000円に補正をお願いするものでございます。

次のページをごらんください。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

19ページ、歳入については、6款、繰入金、1項、一般会計繰入金並びに7款、繰越金、1項、繰越金を。

20ページの歳出においては、1款、総務費、1項、総務管理費、2款、事業費、1項、事業費、3款、公債費、1項、公債費を補正計上してございます。補正の詳細につきましては、別冊の「紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書」の3ページから5ページをごらんください。

内容は、歳入においては、一般会計繰入金の調整、前年度繰越金確定による補正を。

歳出は、人事異動に伴う人件費の調整、公債費の元利償還金確定による補正を行うものでございます。

議案第119号については、以上でございます。

次に、議案書の64ページ、議案第120号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

別冊の「補正予算書」の21ページをごらんください。

第1条に、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,389万9,000円に補正をお願いするものでございます。

次のページをごらんください。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

22ページ、歳入については、4款、繰入金、1項、一般会計繰入金並びに5款、繰越金、1項、繰越金を。

23ページの歳出においては、3款、予備費、1項、予備費を予算計上しております。補正の詳細については、別冊の「紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書」の3ページから4ページをごらんください。

内容は、歳入においては、一般会計繰入金の調整。前年度繰越金確定による補正を。

歳出では、3款、予備費、1項、予備費の補正を行うものでございます。

議案第120号については、以上でございます。

2議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） それでは、私のほうから、議案書65ページの議案第121号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第75ページの議案第131号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの11議案について、一括して御説明申し上げます。

本11議案につきましては、池田財産区特別会計及び田中財産区特別会計を除く9財産

区の特別会計補正予算は、前年度決算確定における繰越金の補正に伴い、歳入で、財政調整基金繰入金を減額するとともに、歳出で、財政調整基金積立金及び予備費でそれぞれの予算調整を図ったものでございます。

また、議案第121号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度決算確定に伴う予算調整を図ったほか、歳出で、管理地の作業道補修工事に伴い予算措置をしたものでございます。

次に、議案第122号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度決算額確定に伴う予算調整を図ったほか、歳出で、地域活動事業補助金申請に伴い予算措置をしたものでございます。

以上が、補正予算の内容でございます。なお、補正額につきましては、別冊のそれぞれの財産区補正予算書の「第1表 歳入歳出予算補正」に。

また、その詳細につきましては、各財産区特別会計補正予算に関する説明書に記載しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上、11議案につきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 上中勝彦君。

○上下水道部長（上中勝彦君）（登壇） それでは、議案第132号及び議案第133号の2議案について、一括して補足説明申し上げます。

まず、議案書76ページ、議案第132号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

別冊の「補正予算書」の57ページをごらんください。

第2条で、収益的収入及び支出補正を計上しております。

収入につきましては、1款、水道事業収益で280万7,000円を増額。内訳は、営業外収益で280万7,000円を増額。

支出では、1款、水道事業費用で913万8,000円を減額。内訳は、営業費用で901万8,000円の減額。営業外費用で12万円の減額。

第3条では、資本的収入及び支出の補正を計上しております。

収入につきましては、1款、資本的収入で5万5,000円を減額。内訳は、出資金で5万5,000円の減額。

支出につきましては、1款、資本的支出で34万4,000円を増額。内訳は、建設改良費45万5,000円を増額。

企業債、償還金11万1,000円の減額をするとともに、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額についての補填方法を調整しております。補正の詳細といたしまして、別冊の「紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書」の5ページからをごらんください。

収益的収入につきましては、繰り出し基準に基づく一般会計繰入金の調整。

収益的支出では、人事異動に伴う人件費の調整。前年度の企業債借り入れの償還額確定に伴う長期債、利子償還額の減額を行うものでございます。

8ページの資本的収入では、繰り出し基準に基づく一般会計出資金を調整するものでございます。

9ページの資本的支出では、人事異動に伴う人件費の調整と前年度の企業債借り入れの償還額確定に伴う長期債元金償還金の減額を行うものでございます。

議案第132号については、以上でございます。

次に、議案書の77ページ、議案第133号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の「補正予算書」の59ページをごらんください。

第2条で、収益的支出の補正を計上しております。

支出では、1款、工業用水道事業費用で501万4,000円を減額。内訳は、営業費用で501万4,000円の減額を計上しております。

補正の詳細としまして、別冊の「紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書」の2ページをごらんください。

収益的支出では、人事異動に伴う人件費の調整を行うものでございます。

議案第133号については、以上でございます。

2議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） なければ、ただいま提案理由の説明がありました議案のうち、議案第87号から議案第107号までの平成29年度各会計決算と財政の健全化及び公営企業の経営健全化について、監査委員よりそれぞれ決算審査意見書が提出されており、本日代表監査委員に出席を求めていますので、監査報告をしていただきます。

代表監査委員 箕輪光芳君。

○代表監査委員（箕輪光芳君）（登壇） 監査委員の箕輪です。よろしくお願いたします。委員を代表して、審査の結果を御報告申し上げます。

去る8月2日、3日、6日、7日の4日間、監査委員の薩川委員と榎本委員と私の3人で、市長より審査に付されました平成29年度紀の川市一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況、また平成29年度紀の川市公営企業会計、すなわち水道事業会計と工業用水道事業会計の決算審査、さらに平成29年度財政の健全化及び公営企業の経営健全化の審査を行ったところ、審査に付されました各会計歳入歳出決算書、同じく事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、違法並びに錯誤を認めず、その計数等は符合して正確であり、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われておりましたので、ここで御報告申し上げます。

これらの決算審査とあわせて、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率においては、全て早期健全化基準及び経営健全化基準を下回り、本市の財政状況は良好な状態にあると認められますので、あわせて御報告申し上げます。

なお、各会計歳入歳出決算の状況並びにこれらについての審査に関する結果と審査意見書は、さきにお配りしております3冊の小冊子にまとめさせていただいておりますので、確認いただきたいと思っております。

さて、平成29年度は、歳入については、普通交付税の合併算定替の縮減期間に入ったことによる地方交付税の減少があるも、市税及び各種交付金での増額、さらに土地開発公社への貸付金の返還収入及び国民健康保険事業勘定特別会計へ激変緩和措置として拠出していた分が繰り入れ等により増加となっております。

歳出においては、平成29年度台風21号・22号に伴う災害復旧費、市債の任意繰上償還による公債費、今後予測されるインフラ資産の更新を見据えた公共施設等整備基金への積み立て等により増加となっております。

また、自主財源の根幹をなす市税については、個人市民税の所得割で増収となり、法人市民税についても、新規設立設置法人の増加により増収となっております。固定資産税についても、土地分で時点修正の影響で減少となるも、新築の増加による家屋分で増収や償却資産で太陽光発電等の設備投資の増加による増収があり、固定資産税全体としても増収となっております。また、徴収率も合併以来、年々向上しております。

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が期待されています。

しかし、本市においては、普通交付税の合併算定替の縮減による地方交付税の減少や、人口減少による自主財源の根幹である市税の減収が見込まれ、本市の財政運営は厳しい局面を迎えることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、引き続き行財政改革に取り組み、中長期的な視点に立った行財政運営の仕組みを確立し、持続可能な財政運営に向けて健全化を推し進めていくことを望みます。

以上で、平成29年度各会計の決算審査と財政の健全化及び公営企業の経営健全化の審査結果についての監査委員の意見といたします。どうもありがとうございました。

○議長（坂本康隆君） 監査報告、ありがとうございました。

以上で、監査委員の決算審査報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第86号 田中財産区管理委員の選任についてまでの計17件につきましては、人事に関する案件でありますので、本日、直ちに、質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号から議案第86号までの計17件につきましては、本日、直ちに、質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、まず、諮問第4号から諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について、質疑、討論、採決を行います。

これから諮問第4号から諮問第6号までの計3件につきまして、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、諮問第4号から諮問第6号までの計3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

次に、諮問第4号から諮問第6号までの3件につきまして、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第4号につきまして、適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は、適任者とすることに決しました。

続いてお諮りいたします。

諮問第5号につきまして、適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は、適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第6号につきまして、適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第6号は、適任者とすることに決しました。

続きまして、議案第73号から、議案第79号 池田財産区管理委員の選任について、質疑、討論、採決を行います。

これから議案第73号から議案第79号までの7件につきまして、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結をいたします。

次に、議案第73号から議案第79号までの7件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

次に、議案第73号から議案第79号までの計7件につきまして、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これから、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第73号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第74号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第75号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第76号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第77号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、同意することに決しました。

続いてお諮りいたします。

議案第78号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第79号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、同意することに決しました。

続きまして、議案第80号 田中財産区管理委員の選任について、質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております議案につきましては、地方自治法第117条の規定により、関係議員は除斥となります。

12番 榎本喜之君の退席を求めます。

（榎本議員 退席）

○議長（坂本康隆君） それでは、議案第80号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第80号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

それでは、議案第80号 田中財産区管理委員の選任についてに対する討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第80号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、同意することに決しました。

ここで、除斥議員の入場を許可いたします。

（榎本議員 入場）

○議長（坂本康隆君） 続きまして、議案第81号 田中財産区管理委員の選任について、質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております議案につきましては、地方自治法第117条の規定により、関係議員は除斥となります。

5番 中尾太久也君の退席を求めます。

（中尾議員 退席）

○議長（坂本康隆君） それでは、議案第81号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第81号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

それでは、議案第81号 田中財産区管理委員の選任についてに対する討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第81号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、同意することに決しました。

ここで、除斥議員の入場を許可いたします。

（中尾議員 入場）

○議長（坂本康隆君） 続きまして、議案第82号から、議案第86号 田中財産区管理委員の選任について、質疑、討論、採決を行います。

これから議案第82号から議案第86号までの5件につきまして、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（坂本康隆君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第82号から議案第86号までの計5件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

次に、議案第82号から議案第86号までの計5件につきまして、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これから順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第82号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第83号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、同意することに決しました。

続いて、諮りいたします。

議案第84号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第85号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第86号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、同意することに決しました。

お諮りいたします。

8月31日及び9月3日は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、8月31日及び9月3日は、休会とすることに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次会は、9月4日、火曜日、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これで散会といたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時59分）